

賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）を国土交通省及び愛媛県の取扱いに準じ、平成26年4月1日付けで運用しますのでお知らせします。

なお、請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切な対応をお願いします。

記

1 適用対象工事

- (1) 基準日（請求があった日とする。）から2ヶ月以上あること。
 - (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた平成26年2月1日とする。
- なお、適用対象となる工事については、財政課契約係から通知します。

2 変更額（増額スライド額）

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（増額スライド額）は、当該工事に係る基準日以降の変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

$$\text{※ (増額スライド額)} = P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)$$

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

- (2) 増額スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、数量の変更による設計変更については、対象外とする。（別途扱い）

八幡浜市役所 財政課 契約係

八幡浜庁舎 電話 0894-22-3111 内線(471・474)